

## 事業主体が変わる場合の注意事項

### 1. 事業承継

(補助事業の手引き「I. 補助事業の手続き等の流れ」「フェーズ2」「(5) 計画の変更等③」)

#### ■補助事業の承継の考え方

補助事業は原則、補助金交付候補者として採択された事業者が行います。

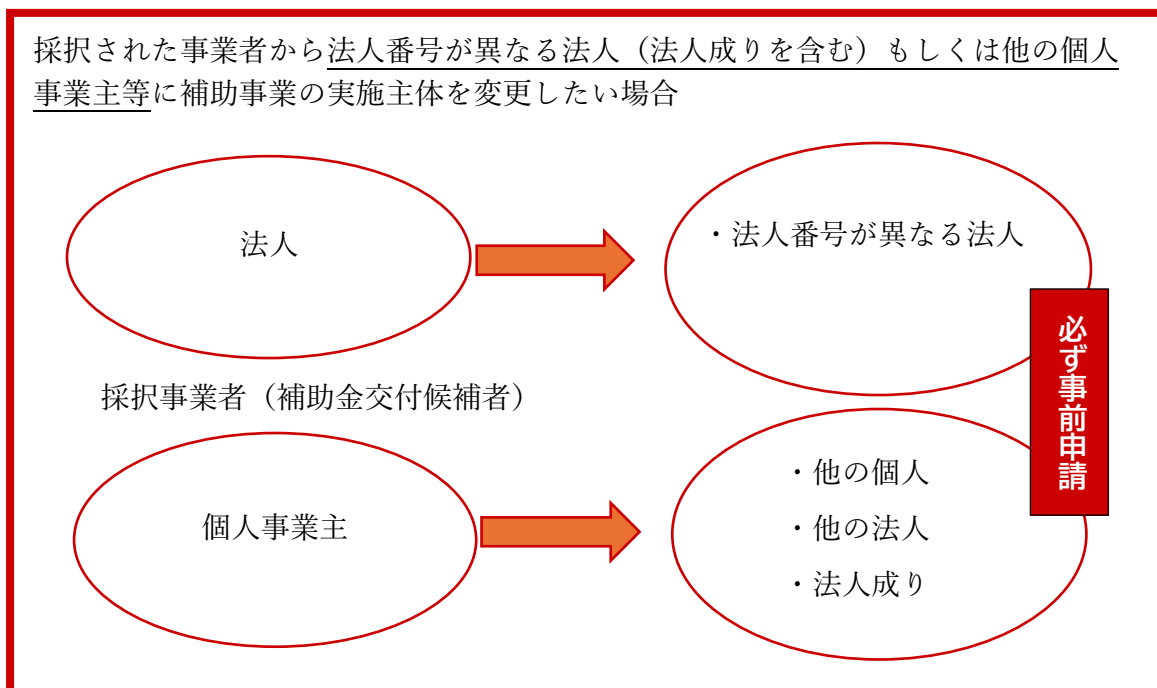
しかし、やむを得ない事情により採択された事業者が事業を継続できなくなったとき、事業化状況報告等の義務や事業計画の遂行及び達成を含めて承継する先がある場合には、事前に※事業承継申請を行い事務局から承認を得られた場合に限り、補助事業を承継することが可能です。(交付規程第10条第1項(7))

※「事前に」とは…「実際に事業承継を行うより前に」の意

事業承継の申請においては、ものづくり補助金の基準のもとで厳正に審査を行い、承認可否を判断します。事業承継の事後での申請は承認されません。十分ご注意ください、実際に事業承継を行う前に余裕を持ってまずはサポートセンターに報告してください。

#### ■事業承継申請（補助事業の承継可否の事前確認）が必要な場合

採択された事業者から法人番号が異なる法人（法人成りを含む）もしくは他の個人事業主等に補助事業の実施主体を変更したい場合



これ以外であっても承認されない場合があります。

### ■補助事業の承継が認められない主な例

- ① 実際に承継をした後に、事務局に申請を行う場合（事後申請）
- ② 交付決定前（交付申請中含む）に承継をする場合
- ③ 事業譲渡（有償・無償を問わず）に当たると判断される場合※

※補助事業の手引き「Ⅲ. 補助事業終了後の義務」「1. 財産処分の承認申請」において、財産を譲渡する場合は財産処分をすることとなっています。

### ■事業承継に関する留意点

- ① 承継者（承継サキ）は、被承継者（承継モト）が有する補助事業の一切の権利義務を承継します。従って、事業化状況報告が残っている場合、承継者（承継サキ）は補助事業の承継にあたり、基本要件である給与支給総額や事業場内最低賃金の増加目標を含む事業計画を縮小することなく改めて策定し、事業化状況報告を引き継ぎます。  
なお、基本要件未達となった場合は、承継者（承継サキ）が補助金返還の義務を負うこととなりますのでご注意ください。
- ② 被承継者（承継モト）が採択時に加点を受けた「経営革新計画」「事業継続力強化計画」がある場合は、承継者（承継サキ）も当該計画の承認等を事業完了までに取得する必要があります。
- ③ 承継者（承継サキ）は申請時点において公募要領で定めた補助対象事業の要件を満たしていることが必要です。補助金交付後の「事業計画期間中」に承継した場合も同様です。
- ④ 被承継者（承継モト）が再生事業者として採択されている場合でも、承継者（承継サキ）は再生事業者ではないものとしての補助要件等が適用されます。

### ■事業承継申請後の流れ

- ・ 下記いずれかの連絡があるまでお待ちください。

承認された場合は、サポートセンター（J グランツにて申請された場合は J グランツ）よりその旨のメールが届きます。

否認された場合は、全国事務局よりその旨の連絡があり、財産処分の手続きを行っていただきます。

## ■事業承継承認申請の基本的な提出書類

1. 様式第3-3
2. 添付資料(1) 承継に関する当事者の契約書案の写し
3. 添付資料(2) 承継者の経歴及び状況を示す事業概要書
4. 添付資料(3) 承継者の誓約書(様式第3-3の別紙)
5. 添付資料(4) 承継者の登記事項証明書
6. 添付資料(5) 承継者の決算関係書類(直近2年分)
7. 添付資料(6) 承継者が現在実施している補助事業等に関する書類
8. 補助事業計画書(7次まで)もしくは申請内容ファイル(8次以降)
9. 賃金引上げ計画の誓約書(表明書)
10. 会社全体の事業計画
11. 労働者名簿
12. GビズID引継ぎ依頼書
13. その他、応募時の採択枠・加点によって必要となる書類

## 2. 社名等の変更

法人番号が変わらない変更は、事業承継ではなく「社名等の変更」となります。事務局へご連絡ください。

～「社名等の変更」手続きが必要な主な例～

- ② 組織変更(合同会社→株式会社、等)
- ⑤ 社名の変更

## 3. 株主の変更

株主の変更がある場合は、事務局へご連絡ください。